

甲府市キャッシュレス決済等導入及び運用業務についての質問に対する回答

No	該当資料名	頁	該当項目	質問内容	回答
1	甲府市告示 第 540号	2	5 (2) 資格要件	<p>ア リース事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の物品供給入札参加有資格者名簿に、第1希望の業種が「リース」で登録されていること。 ・過去に、国または地方公共団体とリース契約の実績があること。 <p>とありますがいずれかに該当すれば宜しいでしょうか。</p>	<p>いずれにも該当していることを資格要件とします。</p>
2	運用業務仕様書	5	6 (2) 運用・保守	<ul style="list-style-type: none"> ・機器一式について～ <p>とありますが代替機種は同一機種が前提でしょうか。</p>	<p>代替機は一時的な利用を想定しています。その上で、窓口業務に支障を来すことがないことを前提としていることから、代替機の対応については、優先交渉権者との交渉時にご提案いただきたいと思います。</p>
3	運用業務仕様書	6	8その他 (5)	<p>申請にあたってどのような書式で提出すれば良いか。またいつまでに提出すれば良いでしょうか。</p>	<p>本業務の履行を第三者に委託することは禁止しております。ただし、業務の一部について委託を予定している場合においては、企画提案書「1.1.業務実施方針・業務体制」において本市へ事前に提案するものとします。優先交渉権者との交渉時にあらためて書面にて提出を求める予定であります。なお、実施要領P2「3 (2) ウ」の共通事項については、委託先となる事業者も満たすこととし、注意を願います。</p>
4	運用業務公募型プロポーザル実施要領	1	2 (2) イ※	<p>「長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約を解除する」とありますが損害賠償条項を入れて頂くことは可能でしょうか。損害賠償条項：本契約を変更又は解除された場合において、(リース会社)に損害が生じたときは、(リース会社)は、賃借人に対して損害の賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、残賃貸借期間の賃貸借料を基準にリース会社と賃借人が協議して定めるものとする。</p>	<p>本契約の条項に損害賠償についての文言は盛り込むものとし、その内容については、優先交渉権者との交渉時に本市との協議となります。</p>

No	該当資料名	頁	該当項目	質問内容	回答
5	運用業務公募型プロポーザル実施要領	1	2 (2) ア	(2) 契約形態アにおける機器一式導入費（リース契約）のリース契約書の雛形を提示頂くのは可能でしょうか。	優先交渉権者との交渉時において、本市より提示させていただく予定でおります。
6	運用業務公募型プロポーザル実施要領	1	2 (2) ア	(2) 契約形態アにおける機器一式導入費（リース契約）におけるリース契約はリース会社の書式で取り交わすことは可能でしょうか。	本市が一般的に用いているリース契約書を基に、協議の上、調整させていただきます。
7	実施要項	3	提出書類	提出書類に納税証明書とあるがこれは国税納税証明書その3の3でよいのか	実施要領P3「5 (1)」に記載のとおり、完納した最新年度の法人住民税納税証明を提出していただきます。
8	実施要領	1	ウ 運用期間	「運用開始日については協議の上決定する」と記載がありますが、キャッシュレス決済の導入には通常申込から約3~4ヶ月の期間を要します。契約後、キャッシュレス決済の申込を行い、手続きが完了するまでお待ちいただけるという理解でよろしいでしょうか。また、昨今の半導体枯渇等の影響により、部材の調達が遅れる可能性も考慮いただける理解でよろしいでしょうか。	実施要領P1「2 (2) ウ」に記載のとおり運用期間は、令和5年1月からの5年間となります。
9	運用業務仕様書	4	6 委託業務	エ 指定納付受託の方法「1円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。」と記載がありますが、1円未満の端数を四捨五入対応とさせていただいても問題ないでしょうか。	仕様書P4「6 (1) エ」に記載のとおり、1円未満の端数が出た時は切り捨てるものとして対応させていただきます。

No	該当資料名	頁	該当項目	質問内容	回答
10	運用業務仕様書	4	6 委託業務	支払いサイクルを毎月15日と末日の2回締め日と、毎月15日(末日締め分)と末日(15日締め分)の2回のお支払いとさせていただくことは可能でしょうか。	仕様書P4「6(1)エ」に記載のとおり、各月末日を締め日とし、翌月末日までに、本市が指定する口座に入金いただくこととなります。
11	運用業務仕様書	4	6 委託業務	内訳明細及び決済手数料の明細が分かる振込明細書について、お支払日から1週間前に書面での郵送対応のみでも問題ないでしょうか。	仕様書P4「6(1)エ」に記載のとおり、2週間前までに本市へ書面を送付、またはインターネット上で本市が確認できるように対応いたします。
12	運用業務仕様書	4	6 委託業務	決済手数料は、信用販売額(クレジットカードお取扱高)から差し引きしお支払いとする。また、手数料の算出方法は、信用販売額から100円未満を切捨てた額に手数料率を乗じた額とし、1円未満は切捨てとさせていただいても問題ないでしょうか。	仕様書P4「6(1)エ」に記載のとおり、決済手数料は、月ごとの収入の入金確認後、受注者の請求により支払うものとします。
13	運用業務仕様書	4	6 委託業務	「収入の期間は月単位を基本とし、複数月にまたがる分の収入を一度に入金することは不可とする」と記載がありますが、支払いサイクルを毎月15日と末日の2回締め日と、毎月15日(末日締め分)と末日(15日締め分)の2回のお支払いとさせていただくことは可能でしょうか。	仕様書P4「6(1)エ」に記載のとおり、収入の期間は月単位を基本としております。